

広告掲載取扱要領

左京区総合庁舎における広告付き周辺案内地図の設置について、次のとおり実施することとし、広告物を設置する事業者等を募集します。

広告媒体	施設の名称	左京区総合庁舎
	施設の所在地	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2
	施設の概要・設置目的	地域住民に行政サービスを提供するための庁舎
	開館日、休館日	土日祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は閉庁。 ただし、区民ロビー(庁舎1階)及び区民交流会議室(庁舎2階)は土日祝日も開庁。
	開館時間	午前9時から午後5時まで ただし、区民ロビー(庁舎1階)及び区民交流会議室(庁舎2階)は午後9時まで(土日祝日は午後5時まで)
	区の人口	約16.4万人(令和6年2月1日現在)
広告の規格	広告物の種類	広告付き周辺案内地図
	広告設置位置	左京区総合庁舎1階 地域力推進室まちづくり推進担当横 (別紙2「位置図」参照)
	広告の大きさ	本体サイズ:縦2,100mm×横3,300mm程度 (個別の広告サイズについては、提案内容による。)
	設置台数	1基(個別の広告枠数については、提案内容による。)
	その他	別紙1「仕様書」に記載の条件を満たすこと。
掲載条件	広告料金(税込み)	予定価格を132,000円/年として、見積り合せにより決定します。なお、電照タイプとする場合、広告料とは別に電気使用料をお支払いいただきます。 ※ また、上記料金とは別に、所定の基準に基づき算定する行政財産の目的外使用料をお支払いいただきます。 ※ 契約期間中に消費税率が変更された場合は、変更日以降、変更後の消費税率を適用するものとします。
	広告掲載期間	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年間)
	広告物の作成主体	広告物は、契約者において作成していただきます。
	広告物の設置主体	広告物の設置及び撤去は、広告設置者側において実施していただきます。
	広告物の設置方法	広告物は壁面又は床面に固定していただきます。(設置方法等は、工事期間中も含め、庁舎の管理運営に支障を及ぼさないものであることが条件ですので、別途、当課との調整を要する場合があります。)
広告物の設置期限	広告掲載開始日の前日までに設置していただきます。 (詳細な日時は別途調整)	

掲載の基準	関係規程 (必ずお読みください)	京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	病院・診療所（歯科を除く）の広告は掲載しないこと。
申込手続等	申込資格	<p>広告物本体の設置から個別の広告表示まで一括して扱える広告代理店等とします。</p> <p>その他の申込資格の詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」 (http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html) を確認してください。</p>
	申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載申込書（京都市広告事業のホームページ (https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html) からダウンロード可）に必要事項を記載のうえ、以下に記載の申込先に提出してください。また、必要に応じ、見積書、提案書（様式自由）等を添付してください。 ・ なお、広告掲載契約期間中に消費税率が変更された場合の広告掲載料は、変更後の税率により算出された金額となります。 ・ 京都市競争入札参加資格のない方については、原則として必要書類を広告掲載申込書と併せて提出ください。詳細は京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を確認してください。
	申込期間	<p>令和6年2月26日（月）から 令和6年3月11日（月）まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 書類の受け付けは、本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）行います。 ・ 郵送の場合は、申込期間内に必着としてください。
	広告設置者の決定方法	<p>京都市広告事業実施要綱等の関係規程に基づき審査を行ったうえで、見積り合せにより、原則として予定価格以上で最高額の提示を行った方を契約の相手方とします。</p>
その他	その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告設置者とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。 ・ 広告設置者には、別途、市有財産目的外使用許可申請を行っていただきます。 ・ 広告設置までに広告原稿案の事前審査を受けていただきます。（内容により、修正等をお願いする場合があります。） ・ 申出により、掲載期間中の広告の差し替えが可能です。（新しい広告物を御用意ください。） ・ 広告料は、年度分を、各年度当初にお支払いいただきます。なお契約期間中に広告設置者側の都合により、広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告掲載料は返還いたしません。 ・ 庁舎内の見学を希望される方は、下記問い合わせ先まで御連絡ください。 ・ 広告内容に関する責任は、広告掲載者が負うものとし、万一紛争等があった場合には、広告掲載者の責任及び負担において解決してください。 ・ 広告設置者の決定後、本媒体への広告掲載者の募集情報及び広告設置者の問合せ先等を、京都市広告事業ホームページ上で公開します。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。

	お申込み・お問い合わせ先	京都市左京区役所地域力推進室総務・防災担当 (担当：藤田、吉田) 〒606-8511 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 電話番号 075-702-1001 FAX番号 075-702-1301
--	--------------	---